

確定版

第7期 第2回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第7期 第2回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成28年5月27日（金）午後6時30分から午後7時42分
開催場所	キュポ・ラ 会議室2・3号
出席者	（委員長）齋藤委員長 （副委員長）田村副委員長 （委員）稲川委員、松本委員、植木委員、板橋委員、森委員、 戸部委員、高橋委員、小林委員
会議内容	<p>■ 開 会</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市協働推進委員会の答申について <p>○議 事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市自治基本条例の策定経緯について ・川口市自治基本条例運用推進委員会の成果について <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 席次表 3 川口市自治基本条例パンフレット・川口市自治基本条例の手引き 4 資料（川口市自治基本条例運用推進委員会条例など） ※3は事前送付（4は机上配付） 5 前回議事録の確定版
発言内容	<p>■ 傍聴について</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>川口市の審議会は原則公開となっており、傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴者の入室について諮る。なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は、所定の手続き後に入室していただく取り扱いとしたい。</p> <p>なお、本日の傍聴希望者はなし。</p> <p style="text-align: center;">－ 全員異議なく了承 －</p> <p>■ 開会（午後6時30分）</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>本日は今年度初めての会議であり、平成28年4月1日付で人事異動</p>

がありましたので、自己紹介させていただく。

－ 企画経営課長から自己紹介 －

事務局長（企画経営課長）

さっそく議事に入りたい。ここからの進行は委員長にお願いする。

委員長

それでは議事にしたがって進めたい。

今回は「自治基本条例」の意義や、全国的な動向などについて、私から説明させていただいたが、今回は、川口市における自治基本条例について、事務局から説明をお願いしたい。

次第のとおり、「川口市自治基本条例策定の経緯」と「これまでの川口市自治基本条例運用推進委員会の成果」を続けて説明をお願いしたい。

○事務局から説明

事務局

はじめに川口市自治基本条例策定の経緯や、特長などについてご説明させていただきます。

自治基本条例のパンフレット、手引き、運用推進委員会条例を机上配布させていただきましたので、これらに基づいて進めたい。

はじめに、なぜ自治基本条例が必要になったのか、その経緯について説明したい。

大きな理由としては2つ挙げられる。

全国的な動きでは地方分権の進展が挙げられ、平成12年に「地方分権一括法」が施行されると、国の地方へのさまざまな関与が縮減され、国と自治体が対等・協力の関係になった。

つまり、地方分権は自治体の自立が求められるということである。

これに伴って、地域のことは地域で決めるという「自己決定・自己責任」のもとで、地域の実情にあった独自のまちづくりを行う必要性が増したことで、自治体の条例や施策のよりどころが必要となり、「自立した自治体運営の根拠」として、自治基本条例が必要になったということが1つ目の理由となっている。

2つ目の理由として、本市は伝統的に町会や自治会などを中心としたコミュニティ活動が盛んなところだといわれており、近年は『ボランテ

『アのまち』として、ボランティア活動を行う市民団体も増えている。そこで、行政への市民参加や NPO と行政との協働によるまちづくりのしくみが必要になってきた。

また、核家族化や生活様式の多様化、個人のプライバシーへの配慮などから、地域における連帯意識が弱くなってきている傾向がある。

そのような状況では、市民の多様な価値観を市政に反映させるための仕組みづくりが必要で、市民自らが、市政に参加する仕組みを整備することで、市政への市民参加、市と市民、また、市民同士の協働のしくみとしての自治基本条例が必要になったとのことである。

本市は、このような背景から、自治基本条例をつくることになり、次にその策定状況を説明させていただく。

他の自治体の制定の過程をみると、自治体の職員だけで作られたもの、学識者も加わって作られたもの、さらに市民も加わって作られたものなど様々である。

本市の場合は学識者、市議会議員、公募の市民の方で構成された総勢 50 人からなる自治基本条例策定委員会を設置して、1 年 8 ヶ月の時間をかけて策定した。

中でも、公募の市民の方が 25 人と半数を占めていたのが特徴的で、策定の段階から市民の積極的な参加があったとのこと。

川口市自治基本条例（以下、条例という）は、平成 21 年 3 月議会の議決を経て、平成 21 年 4 月 1 日に施行された。

次に、具体的に条例の内容をご説明させていただくので、パンフレット 1 ページの目次をご覧ください。

条例を体系として整理すると目次のように、前文、第 1 章「総則」、第 2 章「市民等」、第 3 章「市政運営」、第 4 章「最高規範」、そして附則と続く構成となっている。

前文では、条例制定の由来や目的を明らかにした上で、この条例が目指す理想の姿を宣言している。

最後の段落を見ていただきたい。市民が市政の主人公であると書かれてあるが、これが本市条例のキャッチフレーズ的なものになっている。

このことは、「総則」に続いて、第 2 章が「市民等」になっていることから、市民が市政の主人公であるという、この条例の基本理念がうかがえる。

2 ページ第 1 条をご覧ください。

第 1 条には、

「この条例は、市民の役割及び権利、市の役割及び責務並びに市政の

運営に関する基本的な事項を定めることにより、本市における自治を実現することを目的とする」と、この条例の目的が書かれている。

この目的の中の「自治を実現すること」は、次の第2条第3号に用語の定義が書かれているのでご覧いただきたい。

自治とは「市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと」となっている。

この条例は、「自治を実現するため」にあるので、つまり「市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと」を実現するために定めたものである。

第2条には「市民」と「市」の定義も書かれている。

この条例で市民というのは、川口市在住の方だけではなく、在勤、在学の方や市内で活動する方も含めている。

これは、より多くの方々に川口市のまちづくりに力を発揮していただくことが必要と考えたからである。

なお、法人を除くとあるが、法人は個人の集合体と考え、除いたので、この条例では、NPO法人や事業者などは市民の集合体として位置づけられている。

本市に限らず、多くの自治基本条例の特徴として、実際に住んでいる市民よりも広義な市民を定義していることから、市民の定義については様々な議論がある。

次に、パンフレット2ページの第7条をご覧いただきたい。ここでは、市民の市政参加に関する権利を定めていて、その権利を3つに整理している。

まず、第1項では、市政に対する意見表明及び市政に参加する権利、第2項では、市政運営に関する情報を知る権利、第3項では、市政運営での公平かつ誠実な扱いを受ける権利を規定している。

そして、これらの市民の3つの権利に対応する形で、条例では市の責務を市政運営の原則として定めている。

まず、第7条第1項の市民の市政に参加する権利に対応する形で、第11条がある。市は市政運営に市民の意思を反映するように努めることとあって、市民は誰でも市政運営に対し意見表明及び参加し参画できることを定めている。

次に、第7条第2項の情報を知る権利に対応するのが、第12条である。12条では、市政の運営に関する情報を広く公開し、積極的に提供しよう努めることを定めており、市民に必要な情報は、文書の開示制度だけではなく、積極的に情報の提供や公表、また会議の公開などに努

めなければならないとしている。

3つめの第7条第3項の市政運営での公平かつ誠実な扱いを受ける権利に対応するのは、第14条で、市は、市政運営において市民に公平かつ誠実に対応することを定めている。

この、公平かつ誠実に対応するとは、市政に参加していること、また参加していないことを理由として、不利益な取扱いを行わないこと、さらには、高齢者や障害を持った方々などの弱者や、外国籍の住民などに配慮し対応することを定めている。

このように、自治基本条例では市民の権利を定めているが、市民の責務については定めていない。

策定委員会の中でも、責務を定めるか定めないかの議論があった。責務は必要ないという意見の代表としては、「責務が定められてしまうと、それに縛られてしまい、市政への参加がしにくくなる」といったものもあった。

また、逆に市政にあまり関心の無い市民も増えていることで、きちんと市民の責務を定めて、自分の発言や行動に責任を持つべきことを定めた方がいいという意見もあった。

そのことで、第7条第4項を定めることになった。

2ページの中段、第7条第4項では、これらの権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを規定している。つまり、自分の利益のためだけでなく、公共の利益を追求するという視点に立って臨まなければならないということを述べている。

また、次の第8条では、「市民は互いの権利及び利益を尊重しなければならない」と規定している。

これは、市民の互助として人と人とのつながりが大切であるため、互いを尊重すること、また、権利及び利益を尊重しなければならないことを規定している。

従って、この2つが市民の責務に相当するような規定といえる。

このほかにも、第3条の「市民は、自治を実現するために主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するよう努めるものとする。」は、「～しなければならない」とまでは言わなくとも、「～するものである」という言い方で、市民の役割として規定している。

最後に、本市における自治基本条例の位置づけとしては、先ほど自治体の憲法であり、最高規範であると話したが、条例にその文言が書かれている。

それが条例の4ページ、第32条である。

通常、条例と条例の間には、法的な優劣の関係はないとされているが、本市の姿勢として、自治基本条例を本市の法体系の最上位に位置づけている。

つまり、他の条例の制定改廃や、総合計画をはじめとする他の計画等の策定や運用など、市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合を図るべきだということを規定している。

以上が、本市の自治基本条例策定の経緯や特徴などの説明で、これらのことは、この条例の手引きにも逐条解説として記載してあるので、本日、説明できなかった箇所については、後ほどご覧いただきたい。

以上が、川口市自治基本条例策定の経緯の説明である。

委員長

それでは、次の「これまでの川口市自治基本条例運用推進委員会の成果」を続けて説明して良いか。

— 委員了承 —

委員長

それでは続けて説明をお願いしたい。

事務局

自治基本条例の策定の経緯はただいまのとおりで、次に、委員会が設置されてからこれまでの委員会の成果を説明させていただく。

事務局の立場で、これまでの資料や議事録の記録をもとに説明させていただくので、実際とは異なる解釈などがありましたら、後ほどご指摘いただきたい。

本委員会は、平成21年4月の条例の施行から遅れること半年、同年の10月に「川口市自治基本条例運用推進委員会条例」が施行となり、12月1日に委員14名が委嘱され、委員会がスタートした。

まず、条例の手引き26ページをご覧いただきたい。

中段に、第33条（運用推進委員会）の条文がある。

ここに書かれているとおり、「この条例の運用状況について検討し、市長にその改善のための提言を行うため、川口市自治基本条例運用推進委員会を置く」とされている。

この33条の条文が、2、3を含め、いわゆる委員会の大きな役割とし

て定めている。

第33条3項のとおり、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるとしたものが、本日の資料とした「川口市自治基本条例運用推進委員会条例」で定めている。この条例の説明については、後ほどさせていただきます。

手引きの27ページをご覧ください。「運用推進委員会についての提言」の記述がある。

この提言は、自治基本条例策定委員会からの申し送り事項であり、条例の策定に携わった委員会の委員さんから、本委員会の役割と構成まである程度示されており、現行の「川口市自治基本条例運用推進委員会条例」（以下、委員会条例）の条文の基礎的事項になっている。

運用推進委員会がすべき役割の詳細、7項目が書かれており、おおむねこれまで本委員会が行ってきた事項が列挙されている。

このことは、条例の策定時にまで遡ると、部会の一つである「広報・PFI部会」が、条例をつくった後、いかに多くの市民にこの「川口市自治基本条例を周知するか」というミッションを担っていた部会からの意向であったことから、このような内容になっており、通常、諮問機関である本委員会が、率先して条例の周知に努めるということは極めて珍しいことである。

委員会条例の第2条（所掌事務）（2）に、「自治基本条例の啓発に関すること」として明記されている。

この所掌事務を基にし、平成21年12月4日付、川総政発第55号で市長から諮問された、「川口市自治基本条例の運用及び啓発について」を審議し、その結果を平成22年度から毎年答申をしてきた。

条例の運用及び啓発という、抽象的な諮問であることから、委員会において毎年テーマを設定し、そのテーマについて審議を行ってきた。

平成22年は「情報公開、行政手続、行政組織」、

平成23年は「市の町会・自治会関連施策」「町会・自治会の自主運営」、

平成24年は「危機管理」をテーマとして、答申をしてきた。

その後、新たに平成24年12月26日付、川総政発第44号「自治基本条例の見直しの可否について」「自治基本条例運用推進委員会の在り方について」の諮問がされ、この諮問により、運用推進委員会で審議した結果、自治基本条例の条文には見直し箇所はないとの結論と、自治基本条例運用推進委員会の在り方については、任期2年のうちに半数の委員が1年ごとに改嘱されることをあらため、同一メンバーにより長期的な審議が必要との結論を得たことから、平成26年9月29日に自治基

本条例運用推進委員会条例の一部を改正する条例が施行され、運用推進委員の任期は4年となった。

(※なお、平成27年11月末までは経過措置で運用していた。)

ここで、資料の委員会条例の第4条をご覧ください。

現在の委員構成の内訳は、学識経験者、市内の民間団体からの選出者、市議会議員、市民の方が8人入っている。

先ほど申し上げたとおり、現行の任期と体制では委員がじっくりと腰を据え、審議することが困難なことから、任期を4年にあらため、委員間の理解差などのギャップをなくすため、1年ごとに半数を入れ替える参議院方式を改めて就任時期をそろえたところである。

この任期改正により、これまで委員会の成果とされていた答申は、毎年するものではなくなりましたが、「答申することが委員会の成果である。」ということも、審議された結果でもある。

くわえて、自治基本条例の認知度が低いため、「これを何とかするべきではないか。」という意見についても同様で、「認知度を上げることが委員会の成果である。」ということも、まだまだ議論が必要である。

なお、諮問と答申や、運用推進委員会の審議内容の詳細については、本市のホームページ上でも公開しているので、後ほどご覧ください。

本委員会と同様に、他市においても審議会や委員会を設置しているところもあるが、その形態は様々でいわゆる「常設」の委員会と、「必要に応じて設置する」「一定期間、何年か経過したら開催」など様々である。

標準装備されるものとしては、条例の改正が必要か否かを審議することで、例えば本委員会のように「運用と啓発」や、「検証」というような所掌事務がある自治体は少数派ではないかと思う。

過去の委員会で配付した「自治基本条例の制定状況」などは、年を重ねるごとに自治基本条例を制定する自治体が多少なりとも加わることから、果たして最新値がいくつであるかは把握できない現状にある。

表現としては非常に失礼ではあるが、「制定して終わり」という自治体も少なからず存在し、市民憲章や市の基本理念のように、後生大事に奉っている自治体もあるかもしれない。

少なくとも、本市の場合は「条例を見守る」という役割を本委員会に持たせることで設置したと解釈する。

「条例を見守る」ということに関しても、年月が経過すれば条例改正が必要となることも想定され、条例廃止は極端としても、加除・修正にとどまらない、抜本的な見直しが必要となることも想定される。

資料の「川口市自治基本条例施工後の関係条例および諮問・答申一覧

をご覧くださいと、別に条例で定めるとされていた関連条例である「市民参加条例」「協働推進条例」「市民投票条例」の3条例も現在では無事にすべて制定され、条例体系してはようやく完成したともいえる。

以上、雑駁で、解釈の齟齬などもあるかもしれないが、「これまでの本委員会の成果について」、説明とさせていただきます。

委員長

ただいまの説明について、何か質問や意見があればお願いしたい。私のほうからも少し補足したい。

私に関わったのは委員会が立ち上がったからであり、委員会の当初も、先ほどの説明のとおり、自治基本条例の策定から関わった委員が半分を占めていたことで、知識や思い入れの差があって、議論するのが非常に難しかったと記憶している。

その体制を改めるべく、「委員の任期を一斉に揃えるべき」という答申に繋がった。

また、それ以前の諮問は、「条例の運用と啓発について」のように、非常に抽象的であり、委員会でテーマを設定して答申をまとめるという流れになっていた。

副委員長

それでは私から確認したい。配付された資料を見ると、最後の答申は条例の改正につながるものとしてよくわかる。

確認したいのは、それ以前の3つの答申で、平成22年から平成24年まで出されているが、それらの答申が出たことによって何が変わったのか確認したい。

また、できればそれらの内容について、詳しく説明いただきたい。

事務局

3つの答申で、各年度に委員会が掲げたテーマは、市の施策に対する具体的な提案を盛り込んでおり、情報公開であれば情報公開制度に関する提案、危機管理であれば危機管理に対する市が行うべき施策などをいくつか提案したものとなっている。

しかし、提案の中には、直ちに取り組むことが困難なものもあることから、答申が直ちに効果的かといえ、必ずしもそうとは言えない側面が強い。

委員長

私から1点加えると、「自治基本条例の認知度が低い」ことについては、毎回の答申に盛り込まれており、これに対しては新しい住民にパンフレットを配布するなど、対処したと記憶しているが、なかなか効果が表れていない。

副委員長

確かに広報関係についてこの委員会で取り扱うと、議論の中で「積極的に取り組むべきだ」や「それほど重視すべきことではない」など、委員の中にも温度差があり、意見が分かれてしまった。

このことから、あらためて認知度について議論することや、さまざまな提案がなされても、なかなか有効な手立てが見出せないということは、今期の審議内容としては優先順位的に低いのではないかと。

私からはこのような経緯も踏まえ、別の観点から議論を始めたほうが良いのではないかとという意見である。

委員長

あらためて確認するが、副委員長の意見も含め、今期の諮問は「条例の見直しの要否について」である。

委員

我々が審議しなければならないのは、委員長、副委員長の発言のとおりであり、認知度を上げることよりも、条例改正の要否であると考えている。

確かにこれまでの会議において、認知度を上げることの必要性について検討した経緯もあるが、私は、いろいろな機会で申し上げているように市民の関心の度合いも様々で、市政に関心があり、積極的に参加する方もいれば、参加する時間がない、参加する気持ちもないなど、大きく4つくらいのパターンに分けられると思う。

もう一度、自治基本条例とは何か、ということと、自治基本条例の運用や見守りの在り方について考えるタイミングなのかもしれない。

委員

策定時に携わった者として意見を述べると、地方分権が盛んに叫ばれていた時代に策定されたもので、今は当時とはだいぶ時代背景が変わってきた印象がある。

その意味ではもう一度あらためて考えても良い時期なのかもしれない

と思う。

委員長

ただいまの意見のとおり、時代が変わっているのは確かで、今となつては、マスコミに取り上げられることも少なくなった。

それでも少数ではあるが今から策定しようとしている自治体もあり、川口市としてもこの条例を策定した思いや歴史を踏まえれば、条例の内容は重いものである。

また、この件についてはすぐに結論を出すものではないので、次回まで本日の内容を踏まえて、条文を読み込み臨んでもらいたい。

副委員長

条例改正の要否という、どこか条文に齟齬はないかというような方向に向かい、条文を理解しようとしがちになるが、むしろ皆さんにお願いしたいのは、普段、川口で仕事や生活をするうえで、このような課題があり、どうも問題が解決できていないという視点を考えてもらった方が良いと思う。

委員長

副委員長の言うとおり、現実の問題に目を向けたり、その問題を考えることで見えてくることや気づくことがあるということかと思う。

ただし、問題に気づくというのは、そういう意識を持っていないかもしれないので、意外に難しいかもしれないが、そのような意識でお願いしたい。

本日の議事については以上で良いか。

— 委員了承 —

委員長

それでは、その他で事務局からあればお願いしたい。

事務局（企画経営課長）

事務連絡が2点あり、1点目は、ただ今お配りしたマイナンバー届の提出についてのお願いである。

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策における各種手続きに際し、マイナンバー届の提出が必要となった。

	<p>については、自治基本条例運用推進委員会の委員にも、源泉徴収票等の作成に利用するため、マイナンバー届の提出をお願いしたい。</p> <p>記入要領を参考に必要事項を記入し、添付書類を確認のうえ、次回、7月29日の第3回運営委員会の際、お持ちいただくようお願いしたい。</p> <p>また、本日の説明内容に関しての意見・質問等は、電話、ファックス、メール、郵送などにて事務局までいただきたい。限られた回数と時間で、実りある審議とするためにも、貴重なご意見をお願いしたい。</p> <p>2点目は、次回以降の日程についてあらためて確認したい。</p> <p>今回は、7月29日（金）、時間と場所は本日と同じで、次々回は、11月15日（火）、開始時間は同じで場所だけ変わり、第1回目の会議で使用した中央ふれあい館の特別会議室となる。</p> <p>最後は、年が変わった平成29年2月23日（木）、キュポ・ラ M4階 会議室3号、午後6時半からを予定している。</p> <p>今年度は、以上4回を予定しているが、審議状況によって変更となる場合もあり、その点についてはご了解いただきたい。</p> <p>事務局からは以上である。</p> <p>委員長</p> <p>それでは、ただいまの件と、その他で委員会から何かあるか。</p> <p>— 委員からなしの声 —</p> <p>委員長</p> <p>それでは本日は以上で閉会とする。</p> <p>■ 閉会（午後7時42分）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	7月29日（金）場所は キュポ・ラM4階 会議室2・3号